

## 平成 30 年度第 12 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 5 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 54 分

2. 開催場所 三次市役所 6 階 603 号室

3. 出席委員(19 人)

1 番 有重 貢	2 番 池本 秀雄	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美
5 番 近藤 幸恵	6 番 田村 弘文	7 番 寺重 茂晴	8 番 西田 峯雄
9 番 橋本 正二	10 番 橋本 洋資	11 番 林 敏明	12 番 平尾 敏之
13 番 平田 真一	14 番 廣瀬 勝秀	15 番 福田 博之	16 番 藤川 範雄
17 番 箕田 英紀	18 番 向井 泰治	19 番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0 人)

5. 議事日程

報告第 40 号 利用権の終了(農用地利用集積計画)について

報告第 41 号 農地法第 3 条の 3(相続等による権利移動)について

報告第 42 号 非農地証明願承認について

議案第 68 号 農地法第 3 条について

議案第 69 号 農地法第 4 条第 1 項について

議案第 70 号 農地法第 5 条第 1 項について

議案第 71 号 農用地利用集積計画について

議案第 72 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第 73 号 平成 31 年度農作業労賃等標準額(案)情報について

議案第 74 号 三次市農業委員会一般住宅に係る特定土地改良事業等の施行区域内にある農地等の転用許可判断基準(案)について

議案第 75 号 三次市農業委員会農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による別段の面積に係る基準(案)について

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係長 定刻になりましたので、只今から平成 30 年度第 12 回「三次市農業委員会総会」を開会いたします。

はじめに、ご報告したい件が 2 件ございます。

1 件目は、昨日の市議会定例会において議員から質問がありました。空き家対策についてという質問でした。移住者が自分の住居で家庭菜園ができた方が良い。現状三次市では農地を 10a から取得できることとなっているが、農地を取得するにはハードルが高い、畑のみでいいので 1 a としてはどうかという内容でした。遊休農地の解消と空き家に付随した農地の有効活用を目的として、担当部局、農業委員会で審議を重ね、本日の総会の議案として上程し審議をいただくこととなっていると、答弁いたしました。議会中継により市民の皆様へ質問、答弁の内容が伝わっていることから、今回の答弁の内容について、新聞の取材にお答えしたところです。委員の皆様には不快

な思いをさせ申し訳ございません。本日の総会で審議を重ねていただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、2月25日に開催された第6回農地利用最適化推進委員会地区代表者会議において、総会の運営・審議方法等について推進委員も承知しておく必要があるとの考えから、推進委員全員が数回に分けて総会を傍聴する旨、申し合わせがされました。

については、三次市農業委員会総会会議規則第14条の規定に基づき傍聴が行われますので予めご了承ください。以上です。

最初に、橋本会長から開会のごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

係長 これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしくお願いいたします。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人です。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、橋本 正二委員・平尾委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、平成30年度第12回三次市農業委員会総会を開会します。

議長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第40号から報告第42号の3件です。

議案が、議案第68号から議案第75号までの8議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い、報告第40号から報告第42号について事務局から順次説明を求めます。

係長 報告第40号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について26件ご報告いたします。

内容は、2月12日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書の1ページから10ページに掲載していますのでご一読ください。

報告第41号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について5件ご報告いたします。

内容は、2月12日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、11ページから15ページに掲載していますのでご一読ください。

報告第42号「非農地証明願承認」について3件ご報告いたします。

申請番号1 土地の所在が、布野町戸河内字下山\_\_\_\_\_, 現況地目は原野で、面積が1,395 m<sup>2</sup>、申請人が、布野町下布野\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、非農地となった理由は、年月日不詳にて生産調整制度に合わせて耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号2 土地の所在が、東酒屋町\_\_\_\_\_, 現況地目は公衆用道路で、面積が534 m<sup>2</sup>、申請人が、東酒屋町\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、昭和50年以前に申請人のお父さんが

道路整備，道路敷となり現在に至っています。

申請番号 3 土地の所在が，上志和地町\_\_\_\_\_，現況地目は宅地で，面積が 195 m<sup>2</sup>，申請人が，上志和地町\_\_\_\_\_，●● ●●さん，非農地となった理由は，平成 5 年に申請人のお父さんが住宅を建築，宅地化し現在に至っています。報告は，以上です。

議長 報告第 40 号から第 42 号を報告いたしました。報告 3 件について，質問があればどうぞ。

(質問なし)

議長 では，議案第 68 号「農地法第 3 条」について審議を行います。

申請番号 12-1 は，桃田委員に関する議案です。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき，桃田委員は議事に参与できませんので，退席をお願いします。

(桃田委員退席)

議長 申請番号 12-1 について，事務局から説明から説明を求めます。

係長 議案第 68 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 9 件，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 12-1 土地の所在が，三和町敷名字山崎\_\_\_\_\_，\_\_\_\_\_，\_\_\_\_\_，地目は，すべて田で，面積の合計が 5,615 m<sup>2</sup>，譲渡人が，安芸高田市吉田町山手\_\_\_\_\_，●● ●●さん，譲受人が，三和町敷名\_\_\_\_\_，▲▲ ▲▲さん，経営状況は，譲受人 117,670 m<sup>2</sup>，申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお，本件は，別紙農地法第 3 条調査書のとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は高齢で地元に住居しておらず，長年，▲▲さんに耕作を依頼していました。圃場は▲▲さんの家から約 500m にあり，管理等効率的に利用できるものと思われます。周辺農地への支障もございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め，申請番号 12-1 を決めます。

それでは，桃田委員に入室いただいでください。

(桃田委員着席)

議長 申請番号 12-1 は，異議なしと決したことを報告します。

申請番号 12-2 と申請番号 12-3 は関連がありますから，合わせて議案としたいと思えます。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 12-2 と申請番号 12-3 の譲受人は、吉舎町安田\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、  
経営状況は、譲受人 7,727 m<sup>2</sup>、申請内容は、双方の要望による所有権移転です。

申請番号 12-2 土地の所在が、吉舎町安田字中祖\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 218  
m<sup>2</sup>、譲渡人が、吉舎町安田\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さんです。

申請番号 12-3 土地の所在が、吉舎町安田字中祖\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,541  
m<sup>2</sup>、譲渡人が、吉舎町安田\_\_\_\_\_, ■■ ■■さんです。

なお、本 2 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には  
該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人と譲受人は親子です。この申請地は元々13枚あった田の中にお母さんの農地が  
ありました。圃場整備して1枚の農地になりました。相続の方法も考えられましたが、今後  
のことを考えられ贈与での申請となりました。また、■■さんの農地については、譲渡人  
は施設に入られており耕作が困難で、譲受人は、先ほどの申請地の隣で便利が良いので購  
入したいと申請されました。●●さんは、経営農地の全てを耕作されており、農業への従  
事の日数、保有している機械の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地はすべて  
効率的な利用が見込めます。●●さんは申請地を 40 年以上にわたり耕作されており、周辺  
農地への影響はありません。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 12-2 と 12-3 を決めます。

次に申請番号 12-4 について説明を求めます。

係 長 申請番号 12-4 土地の所在が、吉舎町海田原字田尻\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が  
667 m<sup>2</sup>、譲渡人が、広島市佐伯区観音台 3 丁目\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、譲受人が、  
吉舎町海田原\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、譲受人 1,971 m<sup>2</sup>、申請内容は  
双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該  
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は広島市に住まわれており耕作が困難であり、譲受人は耕作されている申請地の  
隣で便利が良いため購入をしたいと申請されました。▲▲さんは、経営農地の全てを耕作  
されており、農業への従事の日数、保有している機械の保有状況等からみて、耕作の事業  
に供すべき農地はすべて効率的な利用が見込めます。▲▲さんは、野菜を耕作されており、  
周辺で農業をされている方もいないため周辺農地への影響はありません。よろしくお願  
いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 12-4 を決めます。  
次に申請番号 12-5 について説明を求めます。

係 長 申請番号 12-5 土地の所在が、青河町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 現況地目は田が 1 筆で、  
250 m<sup>2</sup>, 宅地が 1 筆で 152 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 402 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、福山市神辺町字西中  
条\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 譲受人が、広島市安芸区瀬野 1 丁目\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲  
▲さん, 経営状況は、譲受人 1,017 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該  
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

14 番 譲受人と譲渡人は従兄弟同志です。元々は▲▲ ▲▲さんの両親が耕作をされていたの  
ですが、亡くなられてからは、▲▲さんが土日に帰って耕作をされています。周辺の農地  
には影響がありません。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 12-5 を決めます。  
次に申請番号 12-6 について説明を求めます。

係 長 申請番号 12-6 土地の所在が、東酒屋町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、  
面積の合計が 1,002 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、東酒屋町\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 譲受人が、  
東酒屋町\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん, 譲受人は、新規営農、申請内容は双方の要望に  
よる所有権移転です。  
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該  
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 ●●さんは会社勤めと道路事情により、なかなか農業に従事できないため、申請地は耕  
作放棄されています。隣地に住まわれている▲▲さんと話がまとまり申請となりました。  
農地の権利取得後、管理機を購入し、果樹等を植えられます。周辺農地への影響はありま  
せん。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 12-6 を決めます。  
次に申請番号 12-7 について説明を求めます。

係 長 申請番号 12-7 土地の所在が、高杉町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 2,028 m<sup>2</sup>, 譲

渡人が、東京都西東京市南町3丁目\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 譲受人が、廻神町709番地5, 農事組合法人 ▲▲▲▲, 経営状況は, 譲受人 637,275.98 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 譲渡人は現在東京都に住まれ、前回7反程度を3条申請で売却されたわけですが、残りの1筆が残っており、以前から、農事組合法人 ▲▲▲▲が耕作されており、大豆と牧草を交互に植えられています。他に購入を希望される方もいないために、農事組合法人 ▲▲▲▲との間で話がまとまり申請となりました。農事組合法人 ▲▲▲▲は、自作地、借入地を全て耕作されており、農作業への従事の状況も問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号12-7を決めます。  
次に申請番号12-8について説明を求めます。

係 長 申請番号12-8 土地の所在が、三良坂町仁賀字尾之原\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が1,259 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、三良坂町仁賀\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 譲受人が、三良坂町仁賀\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は, 譲受人 6,766 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 譲渡人は高齢で耕作できない状況です。譲受人は取得農地の近くに住まわれています。農機具もひとつと所有されており、現有農地と合わせて効率的な利用が見込まれます。周辺農地の効率的利用に問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号12-8を決めます。  
次に申請番号12-9について説明を求めます。

係 長 申請番号12-9 土地の所在が、向江田町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が5,023 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、十日市南3丁目\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 譲受人が、三良坂町田利\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は, 譲受人 5,879 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

11番 申請地は10年前に相続された農地ですが、30年くらい前から地元農家に作ってもらっていましたが、その農家が耕作をやめられるということで、次の農家を探されていましたが、このたび▲▲さんと話がまとまり申請となりました。譲受人の耕作の状況、機械の補充状況などから申請の農地の全てを耕作されるものと思います。周辺農地への影響もありません。よろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第68号「農地法第3条」については、申請番号12-1から申請番号12-9までを、異議なしと決めます。

議長 議案第69号「農地法第4条第1項」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第69号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について5件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号12-1 土地の所在が、大田幸町\_\_\_\_\_、地目は畑で、面積が143㎡、申請人が、大田幸町\_\_\_\_\_、●●●●さん、申請内容は、宅地拡張です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

9番 現地は現在、桜、イチヨウの木が5本、山茶花等の観賞用の樹木10本が植えられています。これは、申請者の父親が40年位前より自宅に接続する農地に植えられ、大部分を庭として活用されています。申請地は地形が悪く、畑として利用している農地もあるためこれ以上農地の管理が難しいです。他の農地へ支障はありません。なお、始末書が提出されています。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号12-1を決めます。

次に申請番号12-2の説明を求めます。

係長 申請番号12-2 土地の所在が、吉舎町吉舎字南田\_\_\_\_\_、地目は田で、面積が1,183㎡、申請人が、吉舎町吉舎\_\_\_\_\_、●●●●さん、申請内容は、太陽発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地は東側に里道を挟んで宅地、西側及び南西側は十番交通の車庫等があり、南側及び南西側は休耕田、北側は水稲耕作田です。太陽光発電施設設置の計画です。●●さんには後継者がいないため、将来、本件申請地が荒廃し、周辺への迷惑がかからないように、地域環境を考え、太陽光発電施設の設置の申請に至りました。太陽光パネル 288 枚は妥当と考えます。申請地には土砂を入れ整地し、年3回の草刈り、防草シートの設置を予定されています。用水は必要なし、雨水は自然流下、汚水は発生しないので問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 12-2 を決めます。  
次に申請番号 12-3 の説明を求めます。

係長 申請番号 12-3 土地の所在が、作木町上作木字中郷\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 96 m<sup>2</sup>、申請人が、広島市安佐北区亀山 2 丁目\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、申請内容は、墓地の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 申請人の●●さんは広島市にお住まいですが、実家である作木町の自宅前の畑に墓地を整備されるものです。現在の山の中にある墓地の管理、墓参が難しくなったため、自宅近くに整備するものです。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 12-3 を決めます。  
次に申請番号 12-4 の説明を求めます。

係長 申請番号 12-4 土地の所在が、三良坂町三良坂字柳ヶ坪\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 現況地目は、畑が 1 筆で、159 m<sup>2</sup>、雑種地が 1 筆で 19 m<sup>2</sup>、面積の合計が 178 m<sup>2</sup>、申請人が、福山市坪生町 6 丁目\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、申請内容は、駐車場の整備です。申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。

以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

16番 すでに造成が済んでおります。沖江川の昭和47年災害の河川改修以降にお父さんが造成をされており、始末書が提出されています。申請者は福山市に住まわれていますが、帰られた際に車を置くところがないため駐車場として活用されるものです。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号12-4を決めます。  
次に申請番号12-5の説明を求めます。

係長 申請番号12-5 土地の所在が、山家町\_\_\_\_\_の一部、地目は畑で、面積が231㎡の内71.5㎡、申請人が、山家町\_\_\_\_\_, ●● ●●さん、申請内容は、墓地の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

5番 現在の墓地が、自宅から遠い山の中にあり車で行けない、手狭であるため、将来のことを考え、自宅の近くに墓地を移設されるものです。申請地は家から約10mの位置にあり、現在、自家消費用のぶどうを栽培されています。その畑の231㎡の内、道路に面した71.5㎡を墓地にしたいということです。法面、スロープ等を考えると転用面積は妥当と思われると思います。雨水は水路があり、周辺田畑、近隣住宅への影響はないものと思われると思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。

15番 申請地の一部を転用されるということですが、分筆はされるのでしょうか。

事務局 今回は分筆をされると聞いておりません。4条申請をされる場合には分筆を義務づけてはいません。

15番 案件は違いますが、相続登記の義務付けが検討されていますので、登記法上、農地法上義務付けはありませんが、分筆をしていただきたいと思っています。

議長 各委員の皆さんが現場に行かれた際には、必須ではありませんが、話ができる場合にはそういった話をさせていただきたいと思えます。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数，異議なしと決めます。

議案第 69 号「農地法第 4 条第 1 項」については，申請番号 12-1 から申請番号 12-5 までを異議なしと決めます。

議長 議案第 70 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第 70 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 8 件，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 12-1 土地の所在が，南畑敷町\_\_\_\_\_，地目は畑で，面積が 192 m<sup>2</sup>，譲渡人が，南畑敷町\_\_\_\_\_，●● ●●さん，譲受人が，吉舎町清綱\_\_\_\_\_，▲▲ ▲▲さんと，■■ ■■さんで，持分はそれぞれ 2 分の 1，申請内容は，一般住宅の建築です。

申請地は，都市計画法の用途地域内にあることから，第 3 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は，馬洗川の管理道，河川敷，住宅地に囲まれた農地です。下水は公共下水道，雨水は河川への水路へ排水，隣接農地はありません。周辺への影響はないものと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め，申請番号 12-1 を決めます。

次に申請番号 12-2 の説明を求めます。

係長 申請番号 12-2 土地の所在が，十日市西五丁目\_\_\_\_\_，地目は田で，面積が 254 m<sup>2</sup>，譲渡人が，神奈川県横浜市青葉区美しが丘 2 丁目\_\_\_\_\_，●● ●●さん，譲受人が，十日市中 4 丁目\_\_\_\_\_，▲▲ ▲▲さん，申請内容は，一般住宅の建築です。

申請地は，都市計画法の用途地域内にあることから，第 3 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 譲受人は夫婦子ども 3 人で，市内アパートに住まわれています。子どもの成長に伴い住居が手狭となったため，実家近くで適地を探されていたところ，申請地が見つかり申請となったものです。申請地以外に適地はないと判断できます。北側は市道，東側は宅地，西側は公衆用道路となっています。用水は上水道，下水は公共下水道，雨水は排水柵を設置し既設水路へ排水します。土砂の流出を防止します。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 12-2 を決めます。  
次に申請番号 12-3 の説明を求めます。

係長 申請番号 12-3 土地の所在が、畠敷町\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, 現況地目は、すべて畑で、面積の合計が 1,485 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、畠敷町\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 譲受人が、島根県出雲市大社町北荒木\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は太陽光発電設備の設置です。  
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は、耕作放棄で荒地になっています。太陽光発電事業者と話がまとまり今回の申請となりました。除草対策は防草シートを設置されます。造成せず現状のまま設置されます。周辺への影響はないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 12-3 を決めます。  
次の申請番号 12-4 と申請番号 12-5 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係長 申請番号 12-4 の借主で、申請番号 12-5 の譲受人が、吉舎町海田原\_\_\_\_\_, ●● ●●さんです。  
申請番号 12-4 土地の所在が、吉舎町海田原字馬場\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 241 m<sup>2</sup>, 貸主が、吉舎町海田原\_\_\_\_\_, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、一般住宅の建築です。  
申請番号 12-5 土地の所在が、吉舎町海田原字馬場\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 43 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、吉舎町三玉\_\_\_\_\_, ■■ ■■さん, 申請内容は、進入路の拡幅です。  
本 2 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 12-4 の申請地は、北側は宅地、東側は道、南側は宅地、西側は道となっています。譲受人は親と同居されていますが、手狭となったため、隣の畑を何年も耕作しておらず便利も良いため選定されました。土地は 20cm 造成され、土砂の流出をしないために土留め工事をされます。周辺農地には影響ありません。用水は上水道、雨水は溜枡を設置し、西側水路へ排水されます。汚水については、公共下水道を利用されます。

なお、工事施工にあたって、被害が発生しないよう注意し、被害が発生した場合は、申請者の責任において解決されます。

12-5 は、申請地は、北側は道路、東側は水路、南側は田、西側は道路です。先ほどの件の進入路の拡幅のため申請されるものです。譲渡人の■■さんも快諾されています。また、■■さんに迷惑をかけないため、田植えに間に合うように3月末までに工事を完成させるということでした。肥土を取り、30cm盛土をし、コンクリート舗装、田の際はコンクリート擁壁を設けられます。雨水は水路へ、汚水は発生しないので問題ありません。出入りの際の水路横断は都市建築課に事前協議済みです。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 12-4 と 12-5 を決めます。  
次に申請番号 12-6 の説明を求めます。

係 長 申請番号 12-6 土地の所在が、畠敷町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 2,673 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 譲受人が、十日市東 4 丁目\_\_\_\_\_, 株式会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、建売住宅の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は、耕作者を探されており、昨年までは今まで預けていた方に耕作してもらっていましたが、なかなか見つからないため、不動産会社と話がまとまり、建売住宅 10 棟を建築されます。排水は水利組合と協議して浄化槽、雨水の排水を用水路に流すことの同意を得られています。近隣の田へは迷惑をかけないように措置されます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 12-6 を決めます。  
次に申請番号 12-7 の説明を求めます。

係 長 申請番号 12-7 土地の所在が、作木町大山字下組\_\_\_\_\_の一部、地目は田で、面積が 1,961 m<sup>2</sup>の内、5.5 m<sup>2</sup>, 貸主が作木町大山\_\_\_\_\_, ●● ●●さん, 借主が、三次町\_\_\_\_\_, ■■ ■■さん, 申請内容は、営農型太陽光発電設備の設置です。

申請地は、団体営ほ場整備事業 大山地区として、昭和 57 年度から平成 2 年度にかけて整備された第 1 種農地です。周辺は全て第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。

なお、本件は、平成 28 年 3 月 22 日付三次農委指令第 36 号にて許可した案件につ

いて、一時転用の期間が満了するため再度申請しようとするものです。

営農型発電設備に係る一時転用の申請は、本市では本件だけです。概要をご説明します。議案書の最終ページ、「営農型発電設備により一時転用する場合の説明資料」をご覧ください。営農型発電設備は、支柱を立てて、営農しながら上部空間で発電するものです。農振農用地区域における一時転用の期間は3年以内で、営農型発電設備については繰り返し一時転用の申請を行うことができます。許可基準の主なものとして、「栽培作物等」の欄のとおり、「反収」が地域の平均と比較して2割以上減少しないことや営農空間が確保されていることなどがあります。また、毎年2月末までに、農業委員会に収量等を報告する義務があります。説明は以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 営農型太陽光発電として平成28年度に許可を出しています。申請地で水稻を作付けされています。収穫量も確保されています。一次転用されて問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号12-7は許可妥当として処理諮問いたします。次に申請番号12-8の説明を求めます。

局 長 申請番号12-8 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_、地目は田で、面積が1,124㎡、譲渡人が、四拾貫町\_\_\_\_\_、●● ●●さん、譲受人が、東京都新宿区新宿1丁目\_\_\_\_\_、株式会社 ▲▲▲▲、申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は昨年まで管理されていましたが、管理が難しくなっており、太陽光発電事業者との話がまとまり申請となりました。周りは道路と河川敷で、他の農地への影響はありません。現状のまま防草シートを敷いて設置されます。周辺に対しての影響もありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第70号「農地法第5条第1項」について、申請番号12-1から申請番号12-6まで、及び申請番号12-8を異議なしと決し、申請番号12-7を許可妥当として処理諮問いたします。

議案第71号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 71 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

168 ページの議案総括表をご覧ください。件名の欄が、合計欄を除き、上下 2 段になっていますが、農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、235 件で 788,963.51 m<sup>2</sup>、農地中間管理権の取得にともなうものが、29 件で 129,789 m<sup>2</sup>、合計は、264 件、918,752.51 m<sup>2</sup>です。

各申請については 24 ページから 167 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 71 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 71 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 72 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 72 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、171 ページの照会に対して、195 ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、1 件目、172 ページ、志和地地区で作成されている、人・農地プランに基づき、プランの担い手である、農事組合法人 ●●●●に、農地 29 筆、62,713 m<sup>2</sup>を転貸するものです。2 件目、176 ページ、志和地地区で作成されている、人・農地プランに基づき、プランの担い手である、▲▲ ▲▲さんに、農地 10 筆、12,464 m<sup>2</sup>を転貸するものです。3 件目、179 ページ、志和地地区で作成されている、人・農地プランに基づき、プランの担い手である、■ ■■さんに、農地 4 筆、8,081 m<sup>2</sup>を転貸するものです。4 件目、182 ページ、志和地地区で作成されている、人・農地プランに基づき、プランの担い手である、◆◆ ◆◆さんに、農地 12 筆、23,497 m<sup>2</sup>を転貸するものです。5 件目、186 ページ、志和地地区で作成されている、人・農地プランに基づき、プランの担い手である、★★ ★★さんに、農地 2 筆、2,952 m<sup>2</sup>を転貸するものです。6 件目、189 ページ、甲奴町宇賀地区で作成されている、人・農地プランに基づき、プランの担い手である、農事組合法人 ▼▼▼▼に、農地 3 筆、6,028 m<sup>2</sup>を転貸するものです。7 件目、192 ページ、志和地地区で作成されている、人・農地プランに基づき、プランの担い手で

ある、〇〇 〇〇さんに、農地 10 筆、14,054 m<sup>2</sup>を転貸するものです。  
説明は以上です。

議 長 ご意見がありますか。

(意見なし)

議 長 それでは、議案第 72 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配  
分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。  
議案第 72 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に  
対する意見」について、承認することに決めます。  
議案第 73 号「平成 31 年度農作業労賃等標準額（案）情報」について事務局から説明を  
求めます。

係 長 議案第 73 号「平成 31 年度農作業労賃等標準額（案）情報」について、ご説明申し上げ  
ますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。  
10 月に開催した役員会でご審議いただいた結果を踏まえ、作業労賃・機械利用料等につ  
いて昨年度法人調査を行っており、特に著しい社会環境の変化も認められないため、平成  
31 年度も現状維持で提案しています。以上です。

議 長 意見はありませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、議案第 73 号「平成 31 年度農作業労賃等標準額（案）情報」について、異議  
ございませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。  
議案第 73 号「平成 31 年度農作業労賃等標準額（案）情報」について、承認することに  
決めます。  
議案第 74 号「三次市農業委員会一般住宅に係る特定土地改良事業等の施行区域内にある  
農地等の転用許可判断基準（案）」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 74 号「三次市農業委員会一般住宅に係る特定土地改良事業等の施行区域内に  
ある農地等の転用許可判断基準（案）」について、ご説明申し上げますので、ご承認い  
ただきますようよろしくお願いいたします。  
本農業委員会では、これまで、特定土地改良事業等の施行区域内の農地等について  
は、一般住宅の建築を目的とする転用は、農業後継者が行う場合を除き、許可対象と

していませんでした。

本案は、一般住宅の建築を目的とする転用について、許可判断基準を設けることにより、乱開発を防止し、優良農地の農業上の利用を確保しつつ、適正かつ有効なものについては許可対象にしようとするものです。

許可判断基準については、第2条に掲げる第1号から第4号のすべてを満たすものとする考えです。

まず第1号は、土地の代替性について、自己所有地の中で当該土地を選択せざるを得ない理由が明確であること。また、適当な自己所有地がない場合も、当該土地を選択せざるを得ない理由が明確であるということです。

第2号も、土地の代替性に係る基準で、当該集落に居住し、当該集落の中で用地を確保しなければならない明確な理由があるということです。

第3号は、集落に接続して設置されるものであることです。なお、「集落に接続して」とは、「農地法関係事務処理ガイドライン」において、集落からおおむね50メートルまでの範囲をいいます。

第4号は、一般住宅の建築及びそれに付随する施設の設置に必要な面積であることです。説明は以上です。

議長 続いて、林座長からこれに関連した事項について、役員会での協議内容の報告をお願いします。

林座長 この議案について、役員会で1時間程度議論がありました。基本的には議案のとおりで行こうということです。ただ、先では悪意をもって申請されるということもあるかもしれません。農業委員会として農地を守っていかないとはいけません。事務局での審査、総会での十分な審議をもって、可否を判断していかないといけないというのが、役員会の意見です。よろしくお願いします。

16番 議案について総体的には異議ありません。第1号、第2号にある「明確であること」とありますが、例えば「選択をしなければならない理由があること」「確保しなければならない理由があること」という文言で事足りるのではないかと思います。「明確」という文言は、受け取る人によって判断が違ふと思われまふ。ものさしがあるのなら良いのですが、「明確」という言葉を削除しても良いのではと思ひます。

18番 同感であります。特に2の当該集落に住もうとする明確な理由が、そこに住もうという希望だけでは明確というのは難しいと思ひます。中山間地に住もうとする方が来られた際に、明確ということではなくて、受け入れるという気持ちも必要かと思ひます。

議長 役員会でも話になりましたが、そこに住みたいという熱い思いがあれば、明確な理由があると思ひます。事務局いかがですか。

係長 明確という文言にさせていただいたのは、はっきりとした理由があるということにさせていただきます。

11番 事務局としては行政文書として書かれたものと思ひますが、家を建てようとなれば大きな資金を使って家を建てられるということは、そこに居住されるという明確な意思だと思ひます。そういったことから判断させるにあたって、明確か不明確かということはないものと思ひます。

12 番 基準案は、いつ作成されたものですか。

係 長 前回の総会での議論を受けて、作成させていただきました。

12 番 一般の委員は総会しか議論する場がありませんので、要望ですが、こういった議案については、審議する時間を次回から、しっかり取っていただきたいと思います。

係 長 次回から早期に、案をお示しし、審議時間について取らせていただきたいと思っています。

議 長 次回以降の審議のあり方について、ご意見、事務局からの見解がありましたが、議案の可否を取ってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

議 長 それでは、議案第 74 号「三次市農業委員会一般住宅に係る特定土地改良事業等の施行区域内にある農地等の転用許可判断基準（案）」について、異議ございませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 74 号「三次市農業委員会一般住宅に係る特定土地改良事業等の施行区域内にある農地等の転用許可判断基準（案）」について、承認することに決めます。

議案第 75 号「三次市農業委員会農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による別段の面積に係る基準（案）」について事務局から説明を求めます。

係 長 恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いします。200 ページの議案第 75 号の中で、議案名などにおける「農地法施行規則」の条番号が、「17 条」となっていますが、正しくは「第 17 条第 2 項」です。「第 17 条第 2 項」に訂正をお願いします。

それでは、議案第 75 号「三次市農業委員会農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による別段の面積に係る基準（案）」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本農業委員会では、農地法施行規則第 17 条第 1 項の規定に基づき、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に定める別段の面積を、全市 10 アールとしているところです。

本案は、さらに、空き家を活用した定住促進と遊休農地の解消、有効活用を図るため、農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき、一定の条件を満たす農地に限り、別段の面積を 1 アールとする地区を 1 筆ごとに指定するとともに、その手続について定めようとするものです。

地区指定の条件は、第 2 条各号に示しています。その条件は、現に耕作されておらず、今後も耕作の見込みがないこと、空き家バンクに登録された空き家に付随するものであること、告示により土地情報が公開されることに同意していること、相続未登記の土地などについて権利関係者全員の同意があることとしています。

地区指定までの流れは第 3 条から第 5 条に記載していますが、申請、現地確認、総会における議決、告示をもって完了し、指定後に登録済証を交付します。

その後、農地法第3条の規定による申請から許可までの一連の手続きを経て、所有権移転が完了した後に、第6条に記載のとおり、登録の解除を行います。

続いて、別段の面積を1アールとする根拠についてご説明します。

まず第1に、農地法施行規則第17条第2項の規定で、「当該区域及び周辺の地域における農地等の保有状況や将来の見通し等から新規就農を促進するために適当と認められる面積であること」とされており、新規就農を促進するための面積として極端に狭小な面積を設定することは適当でないと考えられます。

なお、この方式を採っている全国の農業委員会の内、その多くが1アールとしており同様の判断をしているものと考えられます。

第2に、現在空き家バンクに登録されている物件に付随する農地の内、1アール未満のものはすべて宅地化などにより耕作不能になっていることです。

以上の理由により別段の面積を1アールとし、今後、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行うこととしたいと考えます。説明は以上です。

議長 続いて、林座長からこれに関連した事項について、役員会での協議内容の報告をお願いします。

林座長 県内で大崎上島町と神石高原町で実施されているということで、今後申請が増えてくるのではという予測もつきます。流れからして役員会でも妥当だと考えております。

議長 ご意見等ありますか。

16番 前回総会の時に、担当課から説明いただきましたが、はっきりしないのですが、空き家バンクに登録されていなくて、不動産会社で取り扱われている物件があったとして、民間活用の推進を考えるなら、また、人口減に悩む三次市として定住を考えるのなら、市の空き家バンクに無理やり登録させなくてもできるのなら、空き家バンクの登録に限定しなくても良いのではないのでしょうか。

事務局 無理やり登録ということではありませんが、不動産会社のみで取り扱っていただいている物件でも、話がまとまっても、農地の売買には農地法の許可が必要です。三次市農業委員会として、基準を設けて取り組んでいるので、空き家バンクに登録していただきたいということです。

15番 地元で家と農地を全て処分したいという方がいらっしゃって、そこを近所に住まわられている方の息子さんが買われて住まわれたい。そこに10a未満の畑が付随しており、買うことができないのでしょうかという相談がありました。空き家バンクに登録されていれば10a未満の農地を取得できるように検討していることを伝えました。先ほどの話では、民間での取引でもよいというように受け止められたのですが、空き家バンクに登録されていることが条件ということによろしいのでしょうか。

事務局 なんでも良いということにはなりません、遊休農地化を防ぐという目的をもって制度を作っています。売買の話がまとまっても、3条申請が必要なり、下限面積の要件が定住の妨げになる場合がありますので、今回の制度を活用いただきたいということです。

3番 下限面積10aの基準は変わらないということによろしいですか。空き家バンクに登録した物件に限ってということによろしいですか。

15 番 民間での取引でも、という話もありますが、事前の空き家バンクに登録ということによるのでしょうか。

事務局 事前に担当課，農業委員会に相談していただければ，登録についての話をさせていただければと思っています。

16 番 耕作放棄地を解消するための制度として，市の施策として，必ず空き家バンクに登録していただくようにしてもらいたい。

事務局 まずは，市の空き家バンクに登録いただければ，農地取得についての話がスムーズに進むと思いますので，先ほども申しましたように，定住担当課，農業委員会にご相談いただけますようお願いいただければと思います。

9 番 昨年から相對の協議で家を購入されて，合わせて 10a 未満の農地を購入したいと相談がありますが，こういった場合は，あてはまらないのでしょうか。

係 長 既に購入され住まわれている場合は，空き家バンクに登録できませんので，この制度は活用できません。農業がされたいということであれば，まずは利用権設定をしていただきたいと思いますし，宅地に付随して宅地化しているような土地であれば転用していただくのが，良いのではと思います。

12 番 現に耕作されていない農地とあるが，現に耕作されている農地は対象にならないのでしょうか。また，1 a 未満の場合の対応法について教えてください。

係 長 空き家ですので，現に耕作されていない農地となります。1 a 未満については，農業されたいということであれば，利用権設定をしていただき，宅地化していれば転用申請していただければと思います。

12 番 農地法があるので一定の制約は必要ですが，わずか 1 a の農地について，ここまで議論しなければならないのでしょうか。空き家を活用した定住促進，遊休農地の解消を目的とした制度で賛成の立場です。非常に厳しい基準になっています。誓約書，証明書，同意書の添付が必要となっていますが，もっと簡便な制度でも良いと思っています。定住促進，遊休農地の解消につながれば良いと思いますし，制度を進めていく中で見直し等も行っていければと思います。

議 長 他にご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 それでは，議案第 75 号「三次市農業委員会農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による別段の面積に係る基準 (案)」について，異議ございませんか。  
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数，異議なしと認めます。

議案第 75 号「三次市農業委員会農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による別段の面積に係る基準（案）」について，承認することに決めます。

以上で，本日の議案審議の全てが終了いたしました。

引き続き，事務局から一般報告や協議事項等があれば報告を願います。

#### 事務連絡

議 長 委員の皆様から何かございますか。

以上で，本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 4 月の農業委員会総会は，4 月 5 日（金）午後 1 時 30 分から，三次市役所 6 階 603 会議室で行います。以上で平成 30 年度第 12 回農業委員会総会を終了します。

平成 31 年 3 月 5 日